

事務連絡  
平成 24 年 7 月 24 日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
後期高齢者医療主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局  
都道府県総務主管部（局）市区町村主管課

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課  
厚生労働省保険局高齢者医療課  
総務省自治税務局市町村税課

平成 24 年 10 月 1 日以降の東日本大震災により被災した被保険者に係る  
一部負担金の免除及び保険料（税）の減免に対する財政支援について

東日本大震災により被災した被保険者等（東日本大震災発生後、他市町村（特別区を含む。以下同じ。）へ転出した被保険者を含む。以下「被災被保険者等」という。）の一部負担金の免除措置及び保険料（税）の減免措置に対する財政支援の延長については、「東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金の免除措置に対する財政支援の延長等について」（平成 24 年 1 月 31 日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・総務課医療費適正化対策推進室事務連絡）及び「東日本大震災により被災した被保険者等の保険料（税）の減免措置に対する財政支援の延長等について」（平成 24 年 2 月 9 日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）（以下「両事務連絡」という。）でお示ししているところですが、平成 24 年 10 月 1 日以降の取扱いについては、下記のとおりとしますので、内容を御了知の上、貴管下保険者及び関係団体へ周知いただきますようお願いいたします。

記

- 1 平成 24 年 10 月 1 日以降は、両事務連絡のとおり、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象となっている地域（以下「避難指示等対象地域」という。）の被災被保険者等の一部負担金の免除措置及び保険料（税）の減免措置についてのみ、減免に要した費用を全額補填する特別の財政支援を継続する措置を講ずることとしているところ。
- 2 避難指示等対象地域以外の被災地域において、平成 24 年 10 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間も引き続き、一部負担金の免除並びに国民健康保険及び後期高齢者医療の保険料（税）の減免を行った場合には、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和 38 年厚生省令第 10 号。以下「国保調整交付金算定省令」という。）第 6 条第 1 号及び第 4 号並びに後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成 19 年厚生労働省令第 141 号。以下「後期高齢者医療調整交付金算定省令」という。）第 6 条第 1 号及び第 3 号の規定による特別調整交付金の交付対象となること。その際、これ

ら各号の規定に基づき、平成 24 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの減免額を基準として交付対象を判断することとなること。

また、これら各号に該当する市町村が、引き続き、平成 25 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間の一部負担金の免除及び平成 25 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する保険料（税）の減免を行った場合には、その減免に要した費用の 10 分の 8 を、平成 25 年度の国保調整交付金算定省令第 6 条第 12 号及び後期高齢者医療調整交付金算定省令第 6 条第 9 号の規定による調整交付金の交付対象とする予定であること。

- 3 2の財政支援の対象となる一部負担金の免除措置は、国保調整交付金算定省令第 6 条第 4 号及び後期高齢者医療調整交付金算定省令第 6 条第 3 号に係る交付基準に従い行うこととなるが、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等における医療保険関係の特例措置について」（平成 23 年 5 月 2 日付け保発第 0502 第 3 号）と同様の基準とする予定であること。

2の財政支援の対象となる保険料（税）の減免措置は、国保調整交付金算定省令第 6 条第 1 号及び後期高齢者医療調整交付金算定省令第 6 条第 1 号に係る交付基準に従い、同一の事由によって市町村民税の減免を行っていることが要件となること。ただし、その他の要件については、平成 24 年度に限り、住宅の損害に係る被保険者の所得要件は適用しないなど「東日本大震災により被災した被保険者に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の基準について」（平成 24 年 6 月 26 日保国発 0626 第 1 号）及び「平成 24 年度後期高齢者医療災害臨時特例補助金の交付申請及び後期高齢者医療の特別調整交付金の交付について」（平成 24 年 6 月 25 日保高発 0625 第 1 号）と同様の基準とする予定であること。

関係通知及び具体的な基準については、追って通知する予定であること。

- 4 避難指示等対象地域以外の被災地域の被災被保険者等に対して、保険者の判断で平成 24 年 10 月 1 日以降も一部負担金の免除及び保険料（税）の減免を行う場合には、あらかじめ、市町村と後期高齢者医療広域連合との間で連携し、その対象者や要件について、十分に調整を行うこと。